

平成 27 年度第 2 回、第 3 回研究 WG 活動報告

はじめに

倫理委員会では、平成 27 年 6 月 22 日(月)に平成 27 年度第 2 回研究 WG (出席者 15 名)をドーナ会議室、平成 27 年 8 月 10 日(月)に第 3 回研究 WG (出席者 21 名)を和光技研の会議室で開催したので報告します。

1. 平成 27 年度第 2 回研究 WG

(1) 今年度の活動方針について

佐々木幹事長より、今年度の活動方針について説明がありました(写真-1)。過去に当研究会で実施した事例研究を近畿技術者倫理研究会(以下、近畿研究会)で取りまとめたテキスト形式(創作事例から学ぶ技術者倫理の実学)を参考にまとめるものです。

この背景には、昨年度、当委員会が旭川高専より技術者倫理教育の講義を依頼され実施したことから、今後も同校を含めて他高専などからも倫理教育に関する講義が見込まれること、技術士会の地方支部から技術者倫理を題材とした講習会の依頼が想定されることを意識したものであり、倫理委員会とし

て検討した事例をテキストにすることで、メンバー全員が講師として対応できることを念頭に置いたものです。

今年度は 3 組(山本委員・佐々木幹事長、篠原委員・武田幹事、中埜渡委員・橋本幹事)により、近畿研究会のテキストに記載されている 3 つの題材(①科学技術の不確実性と意思決定、②内部告発者の保護・救済、③研究開発の最前線と必須の技術者倫理)に相当する過去の事例研究に対して、「北海道本部倫理委員会」として考察する予定です。

(2) 幹事長の退任にあたってのミニ講演

日下部前幹事長より『私の思う「技術者倫理」と「仏法」—技術者として今を生きる—』との題名で幹事長退任にあたり講演をいただきました(写真-2)。日下部前幹事長は、技術者倫理につながる仏法として「因果の道理」や「八正道(中道)」という仏法の解釈が、技術者倫理としての解き方(線引き問題、相反問題、行為功利テストなど)と比較して、解き方によっては「因果の道理」に相当する、など示唆に富んだ講演をされました。



写真-1 佐々木幹事長による活動方針の説明



写真-2 日下部前幹事長による講演

2. 平成 27 年度第 3 回研究 WG

(1) 原発の是非Ⅱ ～放射性廃棄物の最終処分～

佐崎相談役より『原発の是非Ⅱ～放射性廃棄物の最終処分～』をテーマとしたミニ講演がありました。昨年 12 月の第 5 回定例会において『福島第一原発の事故と原発の是非』の続編のような形です。

前回は原子力発電所の構造や東日本大震災による原発の被害に関する予備知識を踏まえた上で、原発における争点、原発の是非について議論がありました。今回は放射性廃棄物の最終処分に主眼をおいて、地層処分の是非について議論されました。

高レベル廃棄物は、地層処分の技術的可能性を国(原子力委員会)が確認し「特定放射性廃棄物の地層処分に係る法律」が 2000 年に制定され、現在に至っています。具体的な地層処分の場所の選定などの技術的な検討課題については、原子力発電環境整備機構 (NUMO) が実施していますが、高レベル廃棄物を地層処分した場合の技術的課題と対策(活断層を避ける、地震対応、地下水対応、隆起・沈降・侵食対応など)について提示されています。

NUMO の提案に対して、日本学術会議の回答の一つは「超長期」にわたる安全性と危険性の問題の対処にあたり、現時点で入手可能な科学的知見には限界がある、と報告されました。

本委員会の委員からは、「核廃棄物はリスクと経済効果のトレードオフである。核廃棄物処分場は国民の 80～95% は単なる迷惑施設と考えているが、一方で原子力の恩恵に預かっているのが現状である。現時点での科学的知見には限界があるため、非常に難しい課題である」との意見がありました。



写真-3 佐崎相談役による講演

(2) 事例研究その 1 (科学技術の不確実性と意思決定 ～技術者倫理教育の教材試案として～)

篠原委員・武田幹事より、標記の事例研究に関する報告がありました。事例研究は『セメント系固化材を用いた地盤改良に関する事例』であり、一昨年度に当委員会を実施したものです。前項の 1. (1) で述べたとおり、学生の教材に使用することを念頭に置いて再整理したものです。

はじめに、〈科学技術はその内容が時々刻々と作られ更新される「作業中の科学」、すなわち「科学技術の不確実性」として、技術者等はこのような状況の中で意思決定が常に迫られる〉、と説明しました。次に事例研究に必要な関連知識として、リスクの考え方、リスクの識別等に関する説明がありました。

このような導入部とリスクマネジメントの概論に触れた上で、事例研究を行います。

事例研究は、農水省所管の工事を受注した三田村がセメント系固化材を使用した地盤改良において、国交省の六価クロム土壌判定基準に準拠して整理した結果を発注者である原田課長が問題視した、という内容です。三田村の行動が、関連する技術士倫理綱領・原則・法令と照らし合わせて、どのように解釈すべきかが示されました。

委員からは「社会人でも業務内容に対して、常に悩んでいる。学生に講義することが前提であっても、何かの解に結びつけるのではなく、ありのままを言えばよいのでは」との指摘がありました。次回、これらの問題点を整理して総括する予定です。

次回は、10 月 13 日(火)に(株)ドーコン会議室において事例研究その 1 の総括と事例研究その 2 について発表と討議を予定しています。



写真-4 篠原委員、武田幹事による説明